

お客さまへ

宮崎第一信用金庫

一定金額未満の口座解約手続きにおける「印鑑レス」の実施に伴う預金規定の改定について

宮崎第一信用金庫は、預金残高が1万円未満の口座について、「印鑑レス」による解約手続きの取扱を開始するとともに、併せて預金規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は、本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

今後も、お客さまにご満足いただけるよう、より一層の商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和4年7月1日(金)

2. 改定する預金規定

普通預金規定(普通預金無利息型を含む)

貯蓄預金規定

納税準備預金規定

3. 主な改定事項

- (1) 口座解約時における顔写真つき本人確認書類を提示依頼することの明確化
- (2) 口座解約時における手続きの簡素化
- (3) 個人のお客さまに限り、当金庫が認めたとき印鑑レスによる解約手続きを可能とする。
また、解約手続きに伴う諸届も印鑑レスを可能とする。

4. 普通預金規定の新旧対象表。

貯蓄預金規定、納税準備預金規定についても、同様に改定する。

改定後	改定前
<p>第14条(解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p><u>(2) 前項の解約の手續に加え、この預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当金庫所定の本人確認資料の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。</u></p> <p><u>(3) 第1項における記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず本人の署名をもってこれに替えることができます。</u></p>	<p>第14条(解約等)</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>新設</u></p>

改定後の「普通預金規定(普通預金無利息型を含む)」、「貯蓄預金規定」、「納税準備預金規定」は、宮崎第一信用金庫のホームページをご覧ください。

以上